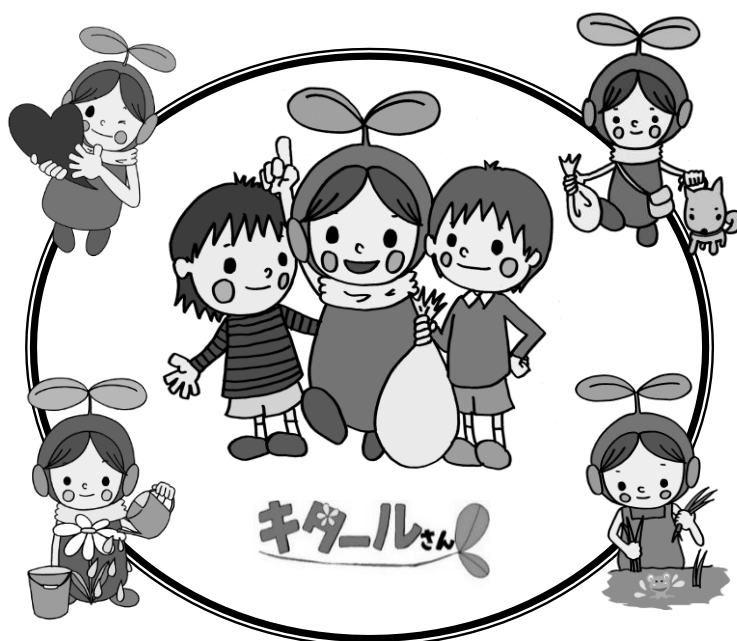


令和 5 年度

# 北区『地域提案型活動助成』 利用の手引き

市民が自ら企画・提案し、実施する  
よりよい地域づくりのための取り組みを応援します。



活力と魅力あふれる地域づくりを進めていくためには、市民のみなさん自らの企画・提案によるユニークで効果的な取り組みが欠かせません。

この助成は、そのような市民主体の自立的な活動の初動期を支援するものです。  
ふるってご提案・ご応募ください。

【申請受付】 2023年4月1日（土）～ 2024年9月30日（土）  
（ただし、予算の上限に達した時点で、受付を終了します。）

## 【対象期間】

初年度（新規申請）：助成金交付予定額決定通知後 ～ 2024年3月31日（金）

次年度及び次々年度（継続申請）：2023年4月1日（土）～ 2024年3月31日（金）

北区役所・北神区役所

## 目 次

1	対象団体	-----	1
2	対象活動	-----	1
3	対象活動期間	-----	2
4	活動経費について	-----	3
5	申請受付	-----	4
6	提出書類一覧	-----	4
7	採択団体の決定方法	-----	5
8	助成金の交付の流れ	-----	5
9	活動報告会及び交流会	-----	5
10	その他	-----	6
11	助成制度全体の流れ	-----	7
・	よくある Q&A	-----	8
・	記入例	-----	9
・	北区「地域提案型活動助成」に関する要綱	-----	14

## 1 対象団体

神戸市北区内に活動拠点を有し、企画した活動の終了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織を対象とします。(営利を追求することを主目的とする団体・実行組織及び暴力団又は暴力団と密接に関連のある団体は対象外です。)

## 2 対象活動

北区内で、対象団体が地域住民などの協力や参加を得ながら、「地域課題の具体的な解決に向けた活動」や「地域の活性化を図るために今後継続的に行おうとする活動」の初動期のものが対象となります。

### 《 一般助成 》

下記テーマに関わらず、「地域課題の具体的な解決に向けた活動」や「地域の活性化を図るために今後継続的に行おうとする活動」の初動期の活動に対して助成します。

-----  
助成金額：初年度 25万円/年、次年度 20万円/年、次々年度 15万円/年

(※ 助成対象経費の範囲内で)

助成期間：初動期の3年間を上限

### 《 テーマ指定型助成 》

神戸市北区委 50 周年記念事業の下記の5つのテーマの中で、4つ以上合致する活動を行う団体の初動期の活動に対して助成します。

#### 1 残そう“これまで”

北区の歴史や文化など「これまで」を残していく活動

例 「地域の歴史や伝承話を本や紙芝居にして伝える」など

#### 2 創ろう“これから”

次世代の子ども達に残していきたい活動など、長いスパンで「これから」の未来へ繋がる活動

例 「参加者の想いを込めたメッセージを、タイムカプセルにして10年後に掘りおこす」など

#### 3 繋げよう“ひと”

人と人との新たな繋がりや、地域を超えた繋がりを生む活動

例 「子供とお年寄りとの交流の場づくり」「コミュニティガーデンづくり」

「地域外の人とも交流できる場づくり」など

#### 4 育もう“しぜん”

北区の豊かな自然や景観を保全し、活用していくような活動

例 「地域の史跡を活用したハイキング」

「農作業体験や環境学習など自然にふれあえる活動」など

#### 5 活かそう“こせい”

地域資源(観光資源、地域固有の魅力)の活用、新しい魅力の発掘など

例 「北区の木材や竹材を活用したワークショップ」

「地域の食材を活用した料理メニューの開発」など

助成金額：初年度 35万円／年、次年度 30万円／年、次々年度 25万円／年  
(※ 助成対象経費の範囲内で)

助成期間：初動期の3年間を上限

※「テーマ指定型助成」の対象となるかどうかは、事前にご相談ください。

※ 1団体につき、受けられる助成メニューは1年に1つのみとなりますのでご注意ください。

### **【対象とならない活動】**

下記の活動は助成対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ① 対象期間外の活動
- ② 市民と市民又は市民と市の相互理解と信頼が得られない活動
- ③ 事業の対象が特定の個人や団体の構成員のみに限られており、公益性の低い活動
- ④ 本来集約して行う事業を複数団体に分けて実施する活動
- ⑤ 活動開始後、3年以上経過した継続的活動
- ⑥ 単なる物品の購入など、偏った経費の執行となる活動
- ⑦ 営利を主目的とした活動、宗教活動、政治的活動、法令に違反する活動
- ⑧ 神戸市又は神戸市の外郭団体による他の支援制度で実現できる活動
- ⑨ 神戸市の基本計画又は事業実施計画等に反する活動、公序良俗に反する活動
- ⑩ 事業全体を委託するなど、活動団体が自ら実施しない活動
- ⑪ その他助成にふさわしくない活動(地域で恒例化している行事や活動等)

## **3 対象活動期間**

**初年度(新規申請)**

助成金交付予定額決定通知後 ～ 2024年3月31日(金)

**次年度及び次々年度(継続申請)**

2023年4月1日(月) ～ 2024年3月31日(金)

## 4 活動経費について

### 助成対象経費

項 目		例
①	印刷製本費	チラシ、ポスター、資料、報告書等の印刷経費 (プリンターの購入費や個人所有のプリンターの使用料は対象外)
②	通信運搬費	郵便料、運搬料等 (電話代・インターネット通信費は対象外)
③	消耗品費	用紙類、文具等の消耗品購入費 (飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかる経費、2万円以上の備品購入費は対象外)
④	使用料	会場の使用料、機器のレンタル料等 (構成員の個人宅や機器を使用した場合の使用料は対象外)
⑤	委託料	会場設営・音響・照明等の専門業者への委託料 (事業そのものの企画・立案・運営等の外部への委託は対象外)
⑥	保険料	イベント保険料等
⑦	謝金	講習会等における外部講師への報償費・謝金 アドバイザーへの謝金 (構成員への人件費、報酬等は対象外)
⑧	交通費	講師や活動スタッフの交通費 (公共交通機関の運賃・駐車代・合理的に算出された高速道路代、年月日、用件が明確であること)

### 助成対象外経費

- ・飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- ・所得金額が2万円以上の備品購入経費
- ・団体の構成員の人件費及び報酬等
- ・領収書がないなど使途が確認できない経費
- ・活動に直接的には関係のない、団体の経常的業務に関する経費
- ・その他区長が適当と認めないもの

※ 活動にあたり特に必要と認めるものについては、助成対象となる場合がありますので、必ず事前に相談をしてください。

## 5 申請受付

- |       |  |
|-------|--|
| ■受付期間 | 2023年4月1日(金)~2023年9月29日(金)<br>(ただし、予算の上限に達した時点で受付を終了します。)  |
| ■提出場所 | 【南部エリアでの活動の場合】<br>神戸市 北区役所 地域協働課<br>神戸市北区鈴蘭台北町1-9-1 北区役所7階<br>078-593-1111(代)<br>【北神エリアでの活動の場合】<br>神戸市 北神区役所 地域協働課<br>神戸市北区藤原台中町1-2-1 北神区役所2階<br>078-981-5377(代) |
| ■受付時間 | 平日の9時~17時<br>(ただし、12~13時を除く)   |

※ 申請受付時に内容の確認をさせていただきます。あらかじめ電話で予約をしてください。  
(事前相談のため来庁される場合も同様)

## 6 提出書類一覧

〈申請のとき〉 提出時に必要な書類(p.9からの記入例を参考に、もれがないよう記入してください。)

- (様式第1号) 北区地域提案型活動助成金交付申請書
- (様式第2号) 活動企画書
- (様式第3号) 収支予算書
- (様式第4号) 団体概要

〈活動報告のとき〉 採択後にお渡しします

- (様式第11号) 活動報告書
- (様式第12号) 活動概要報告書
- (様式第13号) 収支決算報告書
- (その他) 領収書、記録写真、成果品、パンフレット、チラシ等

※ 領収書は、原本で、申請団体から第三者に支払われているもののみ有効です。

※ 記録写真は、補助金の使途、活動全体の流れが分かるように、複数枚提出してください。

〈助成金請求のとき〉 活動終了後にお渡しします。

- (様式第15号) 北区地域提案型活動助成金交付請求書

〈活動計画変更のとき〉 (様式第7号) 北区地域提案型活動助成計画変更申請書

〈活動計画中止のとき〉 (様式第8号) 北区地域提案型活動助成計画中止申請書

## 7 採択団体の決定方法

### (1) 申請書類による要件審査

申請団体及び活動内容などを、以下の点について審査します。

- ① 北区「地域提案型活動助成」に関する要綱第3条(p.14)の要件に該当するか。
- ② 申請活動が対象団体の構成員に限らず、地域住民等の参画を得て行う地域活動となっているか。
- ③ 単なる物品の購入など経費の執行に偏っていないか。

→この審査で不採択となった団体には、理由を付して、不採択を通知します。

### (2) 採択団体の決定

申請書類による要件審査などをふまえ、区長が最終審査を行い、採択団体及び助成金交付予定額を決定します。採択となった団体には、「北区地域提案型活動助成金交付予定額決定通知書」により採択を通知します。不採択となった団体には、不採択の通知をします。

また、減額採択となった団体には、採択金額に合わせた「北区地域提案型活動助成計画変更申請書(様式第7号)」を提出していただきます。

## 8 助成金の交付の流れ

### (1) 助成金交付予定額決定通知書の送付後に、申請した内容に変更を生じた場合は、「北区地域提案型活動助成計画変更申請書(様式第7号)」を提出していただきます。

この場合、改めて審査を行い、変更内容によっては助成金交付予定額を減額することがあります。

### (2) 助成金交付予定額通知書の送付後に、計画を中止する場合は、「北区地域提案型活動助成計画中止申請書(様式第8号)」を提出してください。

### (3) 活動終了後、活動報告書などを提出していただき、その内容を審査し、「北区地域提案型活動助成交付額確定通知書」により確定した助成金額を通知します。

### (4) 上記により確定した助成金額について、「北区地域提案型活動助成金交付請求書(様式第15号)」を提出していただき、その後助成金を交付します。

(※ 区長が認める場合は、活動終了までに一部助成金を交付することも可能です。)

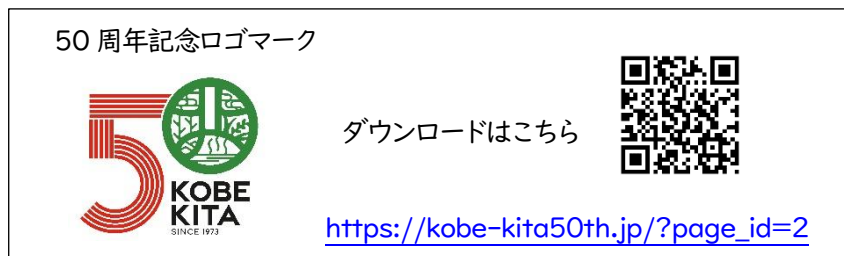
## 9 活動報告会及び交流会

活動の成果や反省点、運営ノウハウなどについて共有する活動報告会の開催を、5年度内に実施する予定です。あわせて、採択団体間の繋がりをつくり今後の活動に活かしていただくため、交流会も実施する予定です。

(※ 日時・場所などの詳細については、決定次第お知らせします。)

## 10 その他

- (1) 神戸市北区制 50 周年記念ロゴマークを使用するとともに、北区地域提案型活動助成を受けて実施する事業であることを成果品（チラシ、パンフレット、冊子、ホームページ等）に記載するよう努めてください。

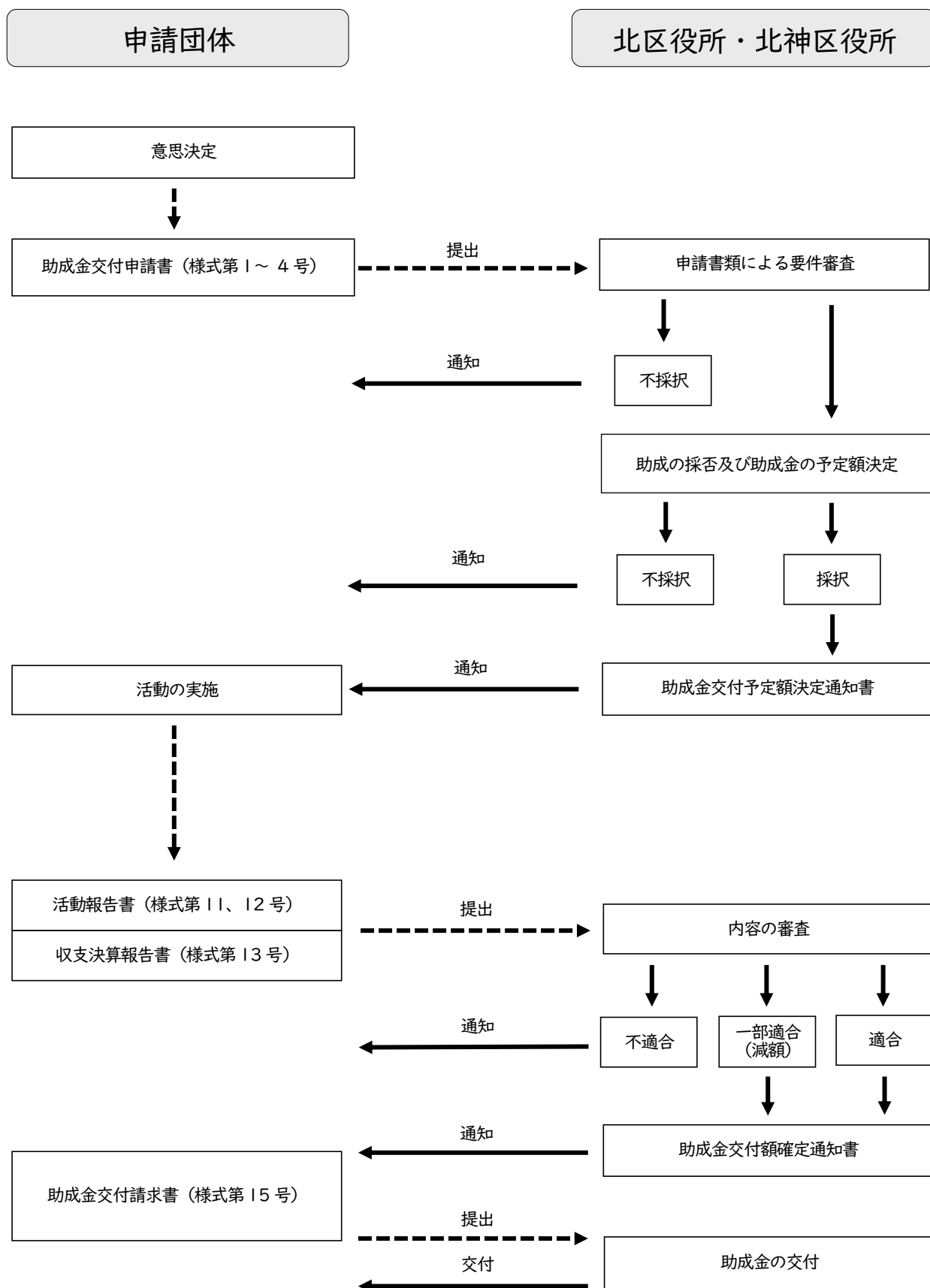


例「この冊子は北区地域提案型活動助成を受けて作成しました。」

- (2) 採択された活動について、団体の概要や活動内容を随時ヒアリングさせていただきます。  
また、助成対象期間終了後も、必要に応じてヒアリングし、活動状況の報告を求めることがあります。
- (3) 虚偽の申請があった場合等には、助成金の交付取り消しや、助成金の返還を求められます。
- (4) 助成を受けた団体は、助成に係る活動の活動報告書を、助成を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して5年間、団体の主たる事務所（活動拠点など）に備え置いてください。  
団体の構成員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させてください。
- (5) 北区役所・北神区役所に提出された各種申請書については、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 採択された活動については、協働と参画の取り組みとして、ホームページや広報物により活動を紹介する場合がありますので、取材にご協力ください。



## 11 助成制度全体の流れ



## よくある Q&A

**Q: 活動を開始して数年が経過していますが、対象になりますか？**

A: 新たに助成を受けようとする活動が、活動開始から概ね 3 年以内の初動期のものであれば対象となります。

**Q: 誰でも申請できますか？**

A: 神戸市北区を活動拠点とし、企画した活動を終了まで責任を持って遂行できる団体であれば申請いただけます。

ただし、個人ではお申込みいただくことができませんので、複数人で構成されている団体で申請してください。また、事業を複数団体に分けて申請することもできません。各団体で取りまとのうえ、代表者を決定し、一つの事業として申請してください。

**Q: 参加費を徴収するなど、有料で行う活動は対象となりますか？**

A: 対象となります。積極的に参加費を徴収して有料で実施したり、協賛金や寄付金を調達するなど、活動を継続させるために資金の自立を目指してください。ただし、営利を主目的とした活動は対象なりません。

**Q: 他の助成金にも申請中ですが、両方採択された場合は併用できますか？**

A: 国や県、民間の助成金については自己資金として活用していただけます。ただし、神戸市(区)または神戸市外郭団体による助成制度とは併用できません。

**Q: 自己資金は必要ですか？**

A: 助成金に自己資金比率制限は設けておりませんが、助成終了後も継続して活動ができるように自己資金を確保してください。

**Q: 助成金の使いみちは何でもよいのですか？**

A: 詳しくは、p.3 の「4 活動経費について」をご確認ください。

**Q: 助成金はいつ交付されますか？**

A: 活動終了後に提出される活動報告書に基づいて交付しますので、基本的には活動がすべて終了してからの交付になります。活動が終了された団体には、報告書等の様式をお渡しますので、申請した区役所までご連絡ください。

(※区長が認める場合は、活動終了までに一部助成金を交付することも可能です。)

**Q: 来年度以降も助成を希望する場合はどうなりますか？**

A: 助成は年度単位になりますので、来年度以降も助成を希望する場合は再度応募していただき、事業内容について審査を受けることになります。

# 記入例

(様式第1号)

記入しないでください。

受付番号 第 号  
年 月 日

神戸市北区長 あて

携帯電話など、日中連絡のつきやすい連絡先を記入してください。

申請者	〒 団体住所 神戸市北区〇〇町〇〇
	団体名称 〇〇〇の会
	(ふりがな) きたく たろう
	代表者 北区 太郎
連絡先	〒 住 所 神戸市北区〇〇町〇〇
	(ふりがな) こうべ はなこ
	担 当 者 神戸市 花子
	電話番号
	Eメール

## 北区地域提案型活動助成金交付申請書

一般助成

テーマ指定型助成 【該当するテーマ 1、2、3、4、5】(様式2号注参照)

活 動 名	北区に桜いっぱい活動	
実 施 期 間	△年 △月 △日(金) ~ □年 □月 □日(土)	
活動の概要	ど こ で	神戸市北区〇〇町1丁目~5丁目(概ね〇〇小学校区)
	何 を	小学校に隣接する山林と桜並木は手入れがされておらず、荒れ放題で通学路にも危険が及んでいる。まず、桜を復活させ、通学路などの安全を確保し、山林で草刈・伐採を行った跡地には桜苗を植え、桜並木を拡充する。 また、小学校では、植樹した桜の継続観察、児童による卒業記念植樹などを実施し、学習に用いることで環境教育にも役立てる。
	受益者は	北区〇〇町住民
総 活 動 費	320,000円	
申 請 額	200,000円	

活動企画書

<p>活動のねらい</p>	<p>(活動を行う目的、意義等を記入してください)</p> <p>・目的 北区〇〇小学校に隣接した荒れた山林を整備し、安全な通学路の保全を行い、桜の植樹により北区に神戸有数の桜並木を作る。また、小学生を含む地域住民への環境教育の場とする。</p> <p>・意義 荒れ放題の山林を手入れすることにより、子どもたちが安全に小学校に通学することができるようになる。桜の苗木を植樹して、桜並木を拡充することにより、地域住民への憩いの場や小学校での学習に利用することもできる。</p>																									
<p>助成による見込まれる効果</p>	<p>(助成を受けることによってどう変わるか等、具体的に記入してください)</p> <p>助成を受けることにより、規模を拡大して行うことができる。 シルバー世代が自然環境を整える作業姿を子どもたちに見せることで、子どもたちに自然の大切さを伝えることができ、シルバー世代も作業を行うことが生き甲斐へと繋がる。</p>																									
<p>今年度活動計画</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇~ △</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td></td> <td>□</td> </tr> <tr> <td></td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table>	年	月	〇〇〇	〇		〇~ △	〇〇〇	□		□		□	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎月 2,3 回</td> <td>の作業 (草刈、施肥、剪定、水遣り、整備等)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>植樹のための準備、伐採、整地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>植樹準備作業</td> </tr> <tr> <td>4~6 回</td> <td>の作業 (整地、施肥等)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学校での環境教育授業、記念植樹</td> </tr> </tbody> </table>	内 容		毎月 2,3 回	の作業 (草刈、施肥、剪定、水遣り、整備等)		植樹のための準備、伐採、整地		植樹準備作業	4~6 回	の作業 (整地、施肥等)		小学校での環境教育授業、記念植樹
年	月																									
〇〇〇	〇																									
	〇~ △																									
〇〇〇	□																									
	□																									
	□																									
内 容																										
毎月 2,3 回	の作業 (草刈、施肥、剪定、水遣り、整備等)																									
	植樹のための準備、伐採、整地																									
	植樹準備作業																									
4~6 回	の作業 (整地、施肥等)																									
	小学校での環境教育授業、記念植樹																									
<p>来年度以降の活動計画</p>	<p>(現時点の来年度以降の活動計画をお書きください)</p> <p>〇年〇月~△月 今年度の活動状況を踏まえて、桜苗を植樹する場所を検討する。 〇年△月~□月 植樹のための準備、子どもたちと一緒に作業する機会を設ける △年□月~〇月 植樹作業、小学校での環境教育授業</p> <p>初動期3年終了後には、桜苗が成長し花を咲かせ、子供たちが綺麗な桜並木をとおり通学できるようにする。また、小学生を対象とした環境学習や植樹も継続して行うことで、植樹した桜苗の成長を感じ、自然の大切さを感じる機会をつくる。</p>																									
<p>他の助成状況</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(兵庫県)</td> <td>で</td> <td>(〇〇補助金)</td> <td>を</td> <td>(△万円)</td> <td>(受けている・申請中・検討中)</td> </tr> <tr> <td>( )</td> <td>で</td> <td>( )</td> <td>を</td> <td>(万円)</td> <td>(受けている・申請中・検討中)</td> </tr> <tr> <td>( )</td> <td>で</td> <td>( )</td> <td>を</td> <td>(万円)</td> <td>(受けている・申請中・検討中)</td> </tr> </tbody> </table>		(兵庫県)	で	(〇〇補助金)	を	(△万円)	(受けている・申請中・検討中)	( )	で	( )	を	(万円)	(受けている・申請中・検討中)	( )	で	( )	を	(万円)	(受けている・申請中・検討中)						
(兵庫県)	で	(〇〇補助金)	を	(△万円)	(受けている・申請中・検討中)																					
( )	で	( )	を	(万円)	(受けている・申請中・検討中)																					
( )	で	( )	を	(万円)	(受けている・申請中・検討中)																					



# 記入例

(様式第3号)

## 収 支 予 算 書

<収入>

(単位：円)

科	目	金 額	内 訳
一 自己資金等	寄付金	110,000	商店街等
	自己資金	10,000	会費
	自己資金等合計 (a)	120,000	※1 助成対象外経費計(e)と同額以上
助成金交付申請額 (b)		200,000	※2 助成対象経費計(d)と同額以下
収入合計 (c) = (a) + (b)		320,000	※3 総活動費(f)と同額

<支出>

(単位：円)

科	目	金 額	内 訳
二 助成対象経費	桜苗	40,000	@1,000円×40本
	肥料	30,000	@5,000円×6袋
	ポンプ	15,000	
	鎌	20,000	@5,000円×4本
	ボランティア活動保険	15,000	@500円×30人
	通信費	15,000	
	交通費	15,000	
	その他消耗品	20,000	
	広報チラシ印刷	25,000	@10円×2,500部
	会議室使用料	30,000	@3,000円×10回
助成対象経費計 (d)		225,000	※2 助成金交付申請額(b)と同額以上
三 助成対象外経費	参加者配布用記念品	80,000	@800円×50人×2回
	ボランティアスタッフ用飲み物代	15,000	〇〇活動 @150円×20人×5日
助成対象外経費計 (e)		95,000	※1 自己資金等合計(a)と同額以下
総活動費 (f) = (d) + (e)		320,000	※3 収入合計(c)と同額

p.3~4の助成対象経費にあたるものを記入してください。

助成対象とならない経費のうち、活動に関係のあるものを記入してください。  
※団体員の食事代等は記入しないでください。

※1 (a) ≥ (e)      ※2 (b) ≤ (d)

※3 (c) = (f)

団 体 概 要

団 体	(ふりがな) 〇〇〇のかい 名 称 〇〇〇の会	
	(ふりがな) きたくたろう 代表者氏名 北区 太郎	
	〒 住 所 神戸市北区〇〇町〇〇	
	電 話 番 号	
	団 体 H P 開設している場合は記入してください	
事 務 局 (連絡先)	(ふりがな) こうべはなこ 代表者氏名 神戸 花子	
	〒 住 所 神戸市北区〇〇町〇〇	
	電 話 番 号	
設 立	□□年 □月 構成員 □人	
設 立 目 的	・〇〇町のよりよい住環境づくりのためのまちづくり活動の展開 ・〇〇町のよりよいコミュニティづくり	
年 会 費	一人 〇,〇〇〇 円	
入 会 資 格	・〇〇町住民 ・〇〇町のまちづくりに協力する意欲のある方	
主 な 活 動 暦	年 月 内 容	
	〇〇〇 〇	〇〇町住民でまちづくり勉強会を開催
	〇〇〇 □	里山整備開始
	〇〇〇 △	記念植樹開始
規 約	別紙添付してください(コピー可)。 ※ 規約がなければ、総会の議案または会員名簿等を提出してください。	

## 【北区「地域提案型活動助成」に関する要綱】

### (趣旨・目的)

第1条 この要綱は、魅力あふれる地域づくりを進めるため、市民が自ら企画・提案・実施する活動（以下「地域提案型活動」という。）に要する経費の一部を助成することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金等の交付等に関して必要な事項を定める。

### (助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体（以下「団体」という。）は、神戸市北区内に活動拠点を有する団体で、企画した活動の完了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織とする。

2 前項の団体については、営利を追求することを主目的とするもの及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体を除くものとする。

### (助成の要件)

第3条 助成の対象となる活動は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 主として神戸市北区内で実施する活動であること。
- (2) 別に定める期間に実施される活動であること。
- (3) 公益性、計画性、効果及び将来性が認められる活動であること。
- (4) 地域住民等の参画のもと、地域課題の具体的な解決に向けた活動や地域の活性化を図るために今後継続的に行おうとする活動であること。
- (5) 新たに助成を受けようとする活動は、活動開始から概ね3年度以内の活動初期のものであること。
- (6) 単なる物品の購入など、偏った経費の執行でないこと。
- (7) 市民と市民又は市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること。
- (8) 営利を主目的とした活動、宗教的活動又は政治的活動でないこと。
- (9) 事業を複数団体で分けて実施しないこと。
- (10) 地域で恒例化している地域行事や活動でないこと。
- (11) 神戸市又は神戸市の外郭団体による他の支援制度を受けている活動でないこと。
- (12) 神戸市の基本計画又は事業実施計画等に反する活動でないこと。
- (13) 法令に違反した活動でないこと。

2 区長は助成の対象となる活動の分野を別に定めることができる。

### (助成対象期間)

第4条 この要綱に定める助成対象期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 初年度（新規申請）：助成金交付予定額決定通知後から翌年の3月31日まで
- (2) 次年度及び次々年度（継続申請）：4月1日から翌年の3月31日まで

### (助成区分)

第5条 第1条の助成の対象となる活動は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般助成：地域課題の具体的な解決に向けた活動や、地域の活性化を図るために今後継続的に行おうとする活動  
活動
- (2) テーマ指定型助成：区長が提示するテーマに沿って行う活動



(助成金の内容)

第6条 区長は、予算の範囲内で第7条に定める助成対象経費について、次の各号に定める金額を上限として、同一活動に対し3年間を限度に助成金を交付することができる。

- (1) 一般助成は、助成対象経費の範囲内で採択初年度は年額25万円、次年度は20万円、次々年度は15万円とする。
- (2) テーマ指定型助成は、助成対象経費の範囲内で採択初年度は年額35万円、次年度は30万円、次々年度は25万円とする。

(助成対象経費)

第7条 助成対象経費は直接経費とし、次の各号に掲げるものは助成の対象から除外する。

- (1) 飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 取得金額が2万円以上の備品購入費
- (3) 団体の構成員の人件費及び報酬等
- (4) 領収書がない等用途が不明なもの
- (5) 活動に直接的には関係のない、団体の経常的業務に関する経費
- (6) その他区長が適当と認めないもの

2 区長は、前項第1号及び第2号に定める経費であっても、活動にあたり特に必要と認めるものについては、助成対象とすることができる。

(申請の手続き)

第8条 助成を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、次に掲げる書類を別に定める申請期間に申請するものとする。

- (1) 助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 活動企画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体概要(様式第4号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(書面による要件審査)

第9条 区長は、申請案件について、前条に定める申請書類による審査を行い、第2条又は第3条各号の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、助成金不採択決定通知書(様式第5号)に理由を付して、不採択として申請団体に通知する。

(助成金交付予定額の決定)

第10条 区長は、申請案件について、公益性、計画性、効果、及び将来性を総合的に考慮して助成の採否及び助成金の予定額を決定し、助成金交付予定額決定通知書(様式第6号)により申請団体に通知する。

2 前項の場合において、区長は、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(活動の変更等)

第11条 申請団体は、当該申請の内容を変更または中止する場合は、あらかじめ計画変更申請書(様式第7号)または計画中止申請書(様式第8号)を区長に提出しなければならない。ただし、区長が軽微な変更と認める場合においては、この限りでない。

2 区長は、前項に定める計画変更申請書または計画中止申請書が提出された場合、その適否を判断し、助成金交付予定額変更通知書(様式第9号)または中止承認通知書(様式第10号)により申請団体に通知する。

(助成金の交付)

第12条 第10条第1項による助成の採択を受けた団体（以下「採択団体」という。）は、活動終了後、別に定める日までに速やかに次に掲げる書類（以下「活動報告書等」という。）を提出しなければならない。

- (1) 活動報告書（様式第11号）
- (2) 活動概要報告書（様式第12号）
- (3) 収支決算報告書（様式第13号）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の活動報告書等を審査のうえ、助成金の金額を決定し、助成金交付額確定通知書（様式第14号）により通知する。

3 区長は、採択団体の助成金交付請求書（様式第15号）による請求を受けて、助成金を支払うものとする。

4 第1項から第3項の規定にかかわらず区長が認める場合は、活動終了までに助成金交付予定額の2分の1を上限に一部助成金を支払うことができる。

5 前項の助成金を受けようとするものは、区長から助成金交付予定額決定通知書（様式第6号）の通知を受けた後に、助成金概算交付請求書（様式16号）を提出するものとする。

6 区長は、前項の請求があったとき、概算払の必要性を精査して必要と認めた場合は、速やかに当該請求に係る助成金を支払うものとする。

(活動の評価)

第13条 区長は、採択団体に対し、活動終了後、活動の効果又は実績のヒアリングを行うことができる。

(調査及び是正措置)

第14条 区長は、必要と認めるときは、採択団体に対し、活動の関係資料の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査により不適当な事項を発見した場合は、採択団体に対し、必要な是正措置を求めることができる。

(活動報告書の据え置き及び閲覧等)

第15条 助成金の交付を受けた団体は、第12条第1項に定める活動報告書等を、助成金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から起算して5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 助成金の交付を受けた団体は、その構成員その他の利害関係人から活動報告書等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(助成金の取消等)

第16条 区長は、助成金の交付又は助成金交付予定額通知もしくは助成金交付額確定通知を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、助成金交付予定額又は交付確定額の一部もしくは全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部又は全部の返還を命じることができる。

- (1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき。
- (3) 助成金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 第14条の調査又は措置要求に従わないとき。
- (5) その他区長が助成金を交付するに不適当だと認めたとき。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は区長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年5月1日より施行する。
- 2 この要綱は、平成16年4月1日より施行する。
- 3 この要綱は、平成17年4月1日より施行する。
- 4 この要綱は、平成18年4月1日より施行する。
- 5 この要綱は、平成23年4月1日より施行する。
- 6 この要綱は、平成24年4月1日より施行する。
- 7 この要綱は、平成25年4月1日より施行する。
- 8 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月23日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以降の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。



**【問い合わせ】**（除く土曜・日曜・祝日）

南部エリアでの活動の場合・助成制度全般に関する問い合わせ

神戸市 北区役所 地域協働課

ところ 神戸市北区鈴蘭台北町1-9-1 北区役所7階

でんわ 078-593-1111（代）

Eメール kitaku@office.city.kobe.lg.jp

北神エリアでの活動の場合

神戸市 北神区役所 地域協働課

ところ 神戸市北区藤原台中町1-2-1 北神区役所2階

でんわ 078-981-5377（代）

Eメール hokushin@office.city.kobe.lg.jp

受付時間 平日の9時～17時

（ただし、12～13時を除く）